

資格乱発社会の背景とその機能・逆機能に関する研究  
～特に公認スポーツ指導者資格に焦点を当てて～

馬場 宏輝 丸山 富雄

キーワード：資格、学歴、生涯学習、自己実現、公認スポーツ指導者制度

Study about background of qualification overissue society and the merits and demerits  
with particular reference to the Japan Sports Association's sports instructor

Hiroki BABA Tomio MARUYAMA

This research has aimed to pay attention to "Qualification", and to obtain a new aspect to revise the Japan Sports Association's sports instructor system from a historical, social background of the qualification.

It was possible to classify it into four of social division of "educational qualification society (the first term)" "educational qualification society (the latter period)" "public qualification society" "qualification overissue society" from the angle as "employment and education" and "lifelong learning".

There is a flank of two, state qualification necessary to occupation and qualification as the means of the self-actualization with qualification for modern society. The new point which revises the Japan Sports Association's sports instructor system it became clear from a historical social background of qualification that there are these two sides.

A new proposal of this research is not recognize the qualification to bring up the sports instructor but to recognize the sports qualification for the spread of sports.

Concretely, it's qualification of 4 kinds, vocational sports qualification, lifelong sports qualification, sports item official approval and healthy sports official approval.

Key words : qualification, educational background, lifelong learning, self-actualization,  
JASA's sports instructor system

## I. 緒言

### (1) 問題の所在

広く世の中を見渡すと、「資格社会」といわれるほど多種多様な資格が存在し、その全容を明らかにすることは容易ではない。この各種資格があふれ返っている現状を「資格乱発社会」と定義づける。この資格乱発社会を招いた背景には、歴史的、社会的、経済的、教育的、制度的な、様々な要因が複雑に絡みあって形成されたと考える。

一方で、スポーツ指導者とは、人々の豊かなスポーツライフを実現するための重要な人的資源である。スポーツ振興基本計画（2000年策定、2006年改定）においては、スポーツ指

導者の重要性が謳われると同時に、その改善を求める提言が示されている。

体育・スポーツに関する指導者としては、古くから、各競技（種目）毎に養成されてきた歴史がある。財団法人日本体育協会（以下「日体協」）が指導者養成に着手したのは、1965（昭和40）年である。1977（昭和52）年には、公認スポーツ指導者制度を制定し、現在の公認スポーツ指導者制度は、2005（平成17）年に改定されたものである。

宮城県体育協会が2009（平成21）年に実施した宮城県所属公認スポーツ指導者実態調査報告書によると、資格を一度も更新せずに失効した指導者は50.2%であり、一度は更新登録

をしたが二度目の更新登録をしなかった指導者を併せると、73.6%の指導者が8年以内に資格を失効している。やや古いデータではあるが、桑野ら（1986）が実施した、「スポーツの指導者養成に関する社会学的研究」では、資格を取得した効果として、「指導に自信が持てる」「人間関係の幅が広がる」などの理由の肯定度が高いと指摘している。公認スポーツ指導者資格を取得することにはメリットを感じているが、多くの指導者は資格を保持する必要性をあまり感じていないのだろう。これらのことから、公認スポーツ指導者制度には、制度設計上重大な欠陥があるのではないかと推測される。

## （2）研究目的

本研究では、資格乱発社会を招いた背景を、機能・逆機能（功と罪）の両面から分析し、資格乱発社会の現状を明らかにする。特に公認スポーツ指導者に焦点を当てる。現在の日本のスポーツ界では、「スポーツ指導者に資格を付与すること」が、「スポーツ指導者を育成する事業」であると認識されている。「どのように（な）スポーツ指導者を養成するか」ではなく、「どのように（な）資格をスポーツ指導者に付与するか」という視点を本研究の主軸とする。公認スポーツ指導者制度は、資格乱発社会において、どのような特徴があり、どのような課題があるのかを明らかにし、望ましい公認スポーツ指導者資格の制度やモデルを提示することを本研究の目的とする。

## （3）先行研究

先行研究としては、特定分野・特定地域の指導者資格の問題を取り上げるような研究や有資格者の再研修に関する研究が散見される。しかし、本研究の目的である、資格乱発社会を招いた社会的な背景から紐解き、公認スポーツ指導者資格にフォーカスした上で、望ましいスポーツ指導者資格の制度やモデルを提示するような研究は見受けられない。

## （4）キーワードの整理

### ①認定団体からみた資格の分類

一般的に資格は「国家資格、公的資格、民間資格」の三つに分類される。国家資格が、最も信頼性が高く社会的認知度の高い資格だといわれている。公的資格は、公的な機関が認定す

る資格であるといわれるが、厳密な定義はない。

### ②法的根拠にもとづく分類

法的な根拠のある「職業資格」と、法的な根拠の無い、それ以外の「能力認定資格」に分類できる。職業資格は「業務独占資格、名称独占資格、必置資格」に分けられ、それぞれ法的な効力等が異なる。能力認定資格には、転職やスキルアップ等の仕事と関わりの深い資格と、あくまでも個人の趣味・関心としての資格がある。

### ③資格乱発社会とは

本研究において、資格乱発社会とは「単に国家資格以外の民間資格の数が多いというだけでなく、教育・雇用、生涯学習といった社会的な背景や資格の機能・逆機能が混在し、資格の意味や機能を十分に理解しないまま、不安に駆られて取得を促される社会。ポジティブなイメージよりも、ネガティブなイメージで捉えられる。また資格による機能（功）よりも逆機能（罪）がクローズアップされる社会」と定義する。

## II. 資格乱発社会の背景

資格を取り巻く社会的な背景を次の九つの視点から整理した。

- ・ 学歴社会と就職
- ・ 帝国大学から新制大学への移行と学歴の水平分化
- ・ 生涯学習社会・リカレントモデルにおける生涯に渡る学び
- ・ 民間技能審査事業認定制度と規制緩和
- ・ 経済の変化と雇用における資格の位置づけの変化
- ・ 日本型雇用慣行の変化と資格の位置づけの変化
- ・ 女性の社会進出（特に再就職に着目して）
- ・ ユニバーサル・アクセス段階を迎えた大学と資格
- ・ 自己実現社会の到来

その結果、資格を取り巻く社会的な背景を、「教育・雇用」と「生涯学習社会・自己実現社会」という視点によって四つの社会区分に整理した。日本型雇用慣行は、「最終学歴」が「年度始め新卒一括採用」に大きく関与する特徴を持っていることから、教育と雇用を切り離すことはできない。「教育資格社会前期（明治から昭和初期）」と「教育資格社会後期（昭和20年代から）」は、教育・雇用における学歴・学

校歴社会と日本型雇用慣行を背景としており、「公的資格社会（昭和 60 年代から）」は生涯学習政策等による生涯学習社会を背景としていることが分かる。また、「資格乱発社会（平成 10 年代から）」は規制緩和におけるベンチャービジネス社会と、生涯学習政策が「習得志向の学習」から「実践的な学習」へと移行していく自己実現社会を背景としていることが明らかになった。

表 1 資格乱発社会への移行

時期	社会区分	背景
明治期 (1870～)	教育資格社会 (前期)	学歴社会
昭和 20 年代 (1945～)	教育資格社会 (後期)	学校歴社会 (フロント・モデル) 大衆教育社会
昭和 60 年代 (1985～)	公的資格社会	生涯学習社会 (リカレント・モデル)
平成 10 年代～ (1998～)	資格乱発社会	ベンチャービジネス社会 自己実現社会 知識基盤社会

### Ⅲ. 資格乱発社会における資格の機能・逆機能

#### (1) 機能

##### ①知識・技能の普及・振興・獲得

「知識・技能の普及・振興・獲得」という視点からは、次の機能を導き出すことができる。

- ・ OJT ではまかないきれない職場における新しい知識・技能を獲得する。
- ・ 再雇用・女性の社会進出を促進する。
- ・ 社会の変化による新たな教養としての知識を獲得する。
- ・ 学校教育期終了後の教科の学び直しの機会を提供する。
- ・ 失われた知識・技能を獲得する。
- ・ 自分自身の興味関心を満たす機会を得る。

##### ②職域・職業・認定の独占

「職域・職業・認定の独占」という視点からは、次の機能を導き出すことができる。

- ・ 国が生命・医療に関わる能力を担保する。
- ・ 国が特定業務に関わる能力を担保する。
- ・ 国が時代の要請により新たな業務に関わる能力を担保する。
- ・ 法的効果は伴わないが業界としての専門性を担保する。

- ・ 公益法人の公益事業として資格認定事業を行う。

##### ③資格の産業化

「資格の産業化」という視点からは、次の機能を導き出すことができる。

- ・ 資格ビジネスにより新たな産業・雇用を創出する。
- ・ 資格ビジネスにより消費が拡大する。
- ・ 課程認定により高等教育機関を PR する。

#### (2) 逆機能

##### ①知識・技能の普及・振興・獲得

「知識・技能の普及・振興・獲得」という視点からは、次の逆機能を導き出すことができる。

- ・ 類似資格の乱発によって混乱を招く。
- ・ 資格と雇用がミスマッチを起こす。
- ・ 資格の価値が低下する。

##### ②職域・職業・認定の独占

「職域・職業・認定の独占」という視点からは、次の逆機能を導き出すことができる。

- ・ 新規参入を阻害し既得権益化する。
- ・ 独占業務の奪い合いが激化する。
- ・ 公益法人への天下りを誘導する。
- ・ 公益法人の不祥事の温床となる。
- ・ 資格の分類が混同する

##### ③資格の産業化

「資格の産業化」という視点からは、次の逆機能を導き出すことができる。

- ・ 消費者トラブルが起こる。
- ・ 民間資格と教育機関が逆転現象を起こす。

### Ⅳ. スポーツ指導者資格の実態と課題

#### (1) 社会の変化とスポーツ・スポーツ指導者

戦後のスポーツ政策の課題が、学校体育、社会体育、コミュニティ・スポーツ、みんなのスポーツ、生涯スポーツ、総合型地域スポーツクラブの育成へと推移していく様は、体育・スポーツが、教育から学習、自己実現という社会の変化に対応したものであることが分かる。

1961（昭和 36）年のスポーツ振興法では、施策の方針として「ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」とし、1972（昭和 47）年の保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」は、まさに社会体育政策の

基本となっている。1975（昭和 50）年のヨーロッパスポーツ担当大臣会議「ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章」、1978（昭和 53）年の第 20 回ユネスコ総会「体育およびスポーツに関する国際憲章」において、スポーツはすべての人の権利であり、先進諸国において「みんなのスポーツ」運動が展開されていくことになる。1988（昭和 63）年に、文部省は、臨時教育改革審議会（1984～1987 年）の答申を踏まえ、生涯学習体系への移行に向けて内部部局の再編成を行った。体育・スポーツに関係するところでは、生涯スポーツの推進及び競技力の向上のための事務体制の強化を図るため、体育局のスポーツ課を、生涯スポーツ課及び競技スポーツ課とした。生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みは、生涯学習社会の実現に向けた取り組みによるものであることが理解できる。「生涯スポーツ」という文言を用いた事業として、「生涯スポーツコンベンション 1990（第 1 回）」が 1990（平成 2）年に開催されている。

また、地域スポーツクラブ連合事業の反省を踏まえて、文部省は 1995（平成 7）年から、総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業に着手した。その内容は、「障害者を含めた地域住民が地域スポーツ施設等を拠点とし、複数の種目に親しめる総合型のスポーツクラブを育成・定着させ、自主的に運営できるよう組織化を進め、学校週 5 日制にも対応するコミュニティクラブの育成を目指す先導的なモデル事業を進める」であった。

スポーツ指導者に関しては、1961（昭和 36）年のスポーツ振興法によって体育指導委員が制度化され、教育委員会が任命する非常勤公務員となった。日体協は、1964（昭和 40）年にスポーツ指導者の養成事業に着手し、1977（昭和 52）年には、現在の公認スポーツ指導者制度の元となっている「公認スポーツ指導者制度」を制定した。1987（昭和 62）年には、「社会体育指導者の知識技能審査事業」が制度化され、日体協が事業実施団体となった。2000（平成 12）年には、従来の文部省告示による「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」が廃止され、スポーツ振興法第 11 条（指導者の充実）に基づく文部省令として、新たに「スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」が定められた。しかし、2000（平成 12）年の行政改革大綱によって、

2005（平成 17）年度末の事業認定制度の廃止が決まり、国が唯一認めた公的なスポーツ指導者は存在しなくなった。

現在の公認スポーツ指導者制度は、2005（平成 17）年に改定したものであり、その趣旨は「国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は、加盟団体と一体となって、（財）日本体育協会公認スポーツ指導者制度を制定する」とある。

指導者の種類は、「スポーツリーダー」「競技別指導者（指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師）」「スポーツドクター」「アスレティックトレーナー」「フィットネストレーナー」「スポーツプログラマー」「ジュニアスポーツ指導員」「マネジメント指導者（アシスタントマネージャー、クラブマネージャー）」「スポーツ栄養士」である。

## （2）スポーツ指導者と職業・雇用

「スポーツ」と「仕事」の関わりからすると、スポーツには、「国家資格」や「業務独占資格」といったものがほとんど存在しない。日本サッカー協会では、Jリーグというプロチームの監督として働く指導者の業務独占となる「JFA 公認 S 級コーチ」という職業資格を認定しているが、一般的にスポーツ界は、専門知識や技能を必要としながらも「資格」には、ほとんど縛られない業界である。

## V. 公認スポーツ指導者の機能・逆機能

### （1）機能

#### ①知識・技能の普及・振興・獲得

「知識・技能の普及・振興・獲得」という視点からは、次の機能を導き出すことができる。

- ・ スポーツ指導に必要なスポーツ医学を体系的に学ぶ機会となる。
- ・ 競技（種目）を横断した指導水準を統一化する。
- ・ スポーツ指導者の社会的認知度を向上させる。
- ・ 体育系大学における質保証システムとなる。

#### ②職域・職業・認定の独占

「職域・職業・認定の独占」という視点からは、次の機能を導き出すことができる。

- ・ プロ・企業スポーツにおける指導者の質を担保する。
- ・ スポーツ指導者の質を担保する。

### ③資格の産業化

「資格の産業化」という視点からは、次の機能を導き出すことができる。

- ・ スポーツ団体の収益源となる。
- ・ 課程認定が高等教育機関のPRとなる。

## (2) 逆機能

### ①知識・技能の普及・振興・獲得

「知識・技能の普及・振興・獲得」という視点からは、次の逆機能を導き出すことができる。

- ・ スポーツ指導者の分類と種類がスポーツ指導現場を網羅していない。
- ・ 資格継続更新が実質機能していない。
- ・ 類似資格が乱発している。
- ・ 実技・指導実習を伴わない指導者資格が存在する。
- ・ 資格の種類に応じた受講形態の確立が必要である。
- ・ 文化的教養としてのスポーツを学ぶ機会が欠如している。
- ・ スポーツとの関わり方からみた資格の分類と種類が十分ではない。

### ②職域・職業・認定の独占

「職域・職業・認定の独占」という視点からは、次の逆機能を導き出すことができる。

- ・ スポーツ指導に資格は必要なのか明らかでない。
- ・ 職業を連想させる資格が存在する。
- ・ 資格認定団体における業務独占化に限界がある。
- ・ 資格の分類と種類の構造が十分でない。
- ・ 年齢制限以外の受講条件が存在する。

### ③資格の産業化

「資格の産業化」という視点からは、次の逆機能を導き出すことができる。

- ・ 課程認定でありながら資格認定や受験資格の取得ではなく科目免除の証明書発行が日本体育協会の資金源となっている。
- ・ 課程認定が高等教育カリキュラムへ介入している。

## VI. 公認スポーツ指導者資格制度に対する提案

(1) 資格の機能と資格に必要な要素・要因筆者は、「資格」の持つ役割や機能を、次の

三つに分類する。

一つ目は、有資格者に対して何らかの権利・特典・独占業務を与えるという側面。具体的には、「医療系資格など、サービス享受者が不利益を受けないようにサービスの質を確保・担保し、業務を独占することに国が責任を持つ必要がある（国家資格：業務独占）」「国益の為に、特定の業務等に関する一定の知識と技能を持つことを国が認める（国家資格：名称独占）」などが考えられる。二つ目は、第三者に一定の知識と技能を身に付けたことを証明するという側面。具体的には、「特定の分野における一定の知識と技能を持つことを、公的な団体が認めることが、多くの国民の公益となる。（公的資格）」「就労に必要な知識と技能を身につけることで就労の機会を得る」などが考えられる。三つ目は、自分自身の興味・関心に応じて、新たな知識や技能を体系的に学ぶ教材やカリキュラムを得るといった側面。具体的には、「生涯学習社会・自己実現社会において、個人の興味・関心に応じた自主的・主体的な学びの機会を提供する」などが考えられる。

現在の公認スポーツ指導者の分類や種類は、これからの指導者に求められる役割や活動拠点・指導対象・必要なスタッフなどによって整理されたものであるとの説明がある。これは、「指導者」に求められる役割や機能であって、スポーツ指導者が「資格」をいかに活用するか、といったスポーツ指導者からの視点が欠落している。

これまでの考察から、公認スポーツ指導者資格制度を設計するために必要な軸は、「教育・雇用」を背景とした独占業務としての軸と、「生涯学習社会・自己実現社会」を背景とした個人の興味・関心の軸である。特に日本型雇用慣行は、「最終学歴」が「年度始め新卒一括採用」に大きく関与する特徴を持っていることから、教育と雇用を切り離すことはできない。また、スポーツとの関わりから、「する」「みる」「支える」という視点を加えることで、資格乱発社会から考察される公認スポーツ指導者制度について提案することができる。

## (2) 公認スポーツ指導者資格制度の要件

これまでスポーツ指導者が関与するのは、「するスポーツ」における「指導する人」と「指導を受ける人」だけであった。さらに、公認ス

スポーツ指導者は、「指導する人」を役割に応じて一元的・平面的に羅列した分類と種類であった。

そこで、公認スポーツ指導者制度を「資格」という視点から制度設計するにあたり、「教育・雇用」を「職業」に、「生涯学習社会・自己実現社会」を「趣味・楽しみ」と置き換え、さらに、スポーツの関わり方としての、「する」「みる」「支える」の視点を加えることで、「公認スポーツ指導者制度」の枠を超えた、六つの領域による「スポーツ資格モデル」を提示したい。

表2 スポーツ資格モデルの6領域

	する	みる	支える
職業	プロライセンス	スポーツライター、解説者	プロ指導者資格 スポーツ行政・ 団体職員
趣味・楽しみ	実技検定、 選手登録	知識検定	指導者資格

(3) 公認スポーツ指導者制度への具体的提案

① 公認スポーツ指導者制度の問題点

公認スポーツ指導者制度の最大の欠陥は、「総合型地域スポーツクラブ等の今後期待されるスポーツ活動の場を見据え、これからの指導者に求められる役割や活動拠点・指導対象・必要なスタッフなどについて検討された」という点である。日本のスポーツ界や、スポーツ活動場面の全てを「総合型地域スポーツクラブ」で片付けることはできない。それはあくまでも「総合型地域スポーツクラブ」における活動業務内容の分類であり、資格の社会的な位置付けや役割・権利を規定できるものではない。

「資格」として重要なのは、これまで再三述べてきたように、「教育・雇用」と「生涯学習社会・自己実現社会」という二つの資格社会の背景を軸にすることである。

また、公認スポーツ指導者の資格更新率からも明らかのように、スポーツ指導に対して資格を必要としている人は、資格を取得した中でも約半数であり、それ以外の人は、スポーツ指導をしていないか、スポーツ指導に資格を必要としない人達である。これこそが、職業や業務独占として、公認スポーツ指導者資格を必要とする人と、生涯学習社会・自己実現社会における学びの場を必要とする人の違いではないだろ

うか。

② 公認スポーツ指導者養成事業から資格認定事業への提案

公認スポーツ指導者制度を改めて制度設計にあたり最も重要なのは、「スポーツ指導者を育成するために資格を認定する」という発想から、「国民スポーツの普及・振興のため」という前提のもとに、「スポーツ資格を認定する事業」の中の一つに、「指導者養成事業」を位置づけることであろう。そうすることで、「指導する人」を前提としない資格認定事業を展開することができ、スポーツ指導を前提としない人が指導者資格を取得したり、資格を取得しても更新しないとといった矛盾を解消することができる。

表3 資格社会の背景からみたスポーツ資格の分類

背景	分類
教育・雇用	職業スポーツ資格
生涯学習社会・ 自己実現社会	生涯スポーツ資格（競技力向上/ 生活スポーツ）
	スポーツ検定（知識/実技）

資格認定事業は、「職業スポーツ資格認定事業」「生涯スポーツ資格認定事業」「競技種目別スポーツ検定事業（知識検定、実技検定）」「健康・スポーツ検定事業（知識検定、実技検定）」の四つに大別することができる。

職業スポーツ資格認定事業で重要なことは、単なる資格認定ではなく、それぞれの職業・職種に応じた、十分な能力開発プログラムとブラッシュアッププログラムが備わっていることである。特に資格の価値の低下（インフレ化）を防ぐことが重要である。また、有資格者で構成される職能団体の育成と業務の独占化に最大限の力を注ぐことが重要である。

生涯スポーツ資格認定事業で重要なことは、スポーツ指導に携わっている一人でも多くの指導者が、一定の知識と技能を身に付けることである。職業や独占業務を前提としているわけではないので、有資格者が増えても資格の価値が低下（インフレ化）することはない。

競技種目別スポーツ検定事業で重要なことは、正しい技術をいかに体系化するかであろう。これに関しては、現在各中央競技団で一貫指導システムが体系化されており、身に付けるべ

きステップが明らかになっていることから、十分に対応可能であろう。また、特定の競技について知る・学ぶという機会がこれまでほとんどなかったことから、「指導する」という視点ではなく、見るスポーツを充実させるために「知る・学ぶ」という視点による知識の体系化が必要であろう。

健康・スポーツ検定事業で重要なことは、文化としてのスポーツの知識をいかに体系化するかである。「指導する」という視点ではなく、生活を豊かにするためにスポーツの何を知り学べば良いのか、という視点からの知識の体系化が必要であろう。スポーツを総合的・体系的に学びたい人への学びの機会の提供になり、年齢を問う必要もない。また、健康・スポーツ検定事業における実技検定は、新体力テスト等のような、特定の競技（種目）に限定しない、体力・運動能力を測定するものである。健康のために運動・スポーツを実践する人にとって、体力・運動能力がどれくらい向上したのか、また維持できているのかを把握することができ、運動・スポーツ実践の目標と成り得る。

表4 資格認定事業の分類

分類	概要
職業スポーツ 資格認定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に必要な資格</li> <li>・特定の職業に必要とされる資格</li> <li>・仕事のスキルアップに必要な資格</li> <li>・特定の団体に必要とされる資格</li> </ul>
生涯スポーツ 資格認定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技力向上、生活スポーツの普及振興に必要な指導者資格（検定+指導法・指導実習）</li> </ul>
競技種目別スポーツ 検定事業（知識検定、 実技検定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の競技について知る、学ぶための資格</li> <li>・特定の競技について、正しい技術を学ぶための資格</li> </ul>
健康・スポーツ 検定事業（知識検定、 実技検定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ医科学全般について知る、学ぶための資格</li> <li>・スポーツというより体力・運動能力を測定するための資格</li> </ul>

### ③資格の更新について

まず、「職業資格」「能力認定資格」という法的根拠にもとづく資格の分類から考察すると、職業資格に関しては、知識や技能を担保するという意味では、最新の知識と技能を身に付ける必要があり、その知識と技能の担保の手段とし

て、資格に有効期限を設けるなど更新を義務付けることが考えられる。

一方で、能力認定資格に関しては、その時点において一定の知識と技能を身に付けた質保証としての証は必要だが、その知識と技能の証を有効期限で限定する必要はない。いってみれば、賞味期限のように、知識と技能が失われる期間を限定することなど可能なのだろうか。習字や珠算といった各種の検定には、その時点における「合格」を意味する「級や段」があるが、有効期限はない。

公認スポーツ指導者の新規資格取得者の約半数が資格を継続更新しないという実情は、その時点における質保証としての「証」以上の「何か」を求めているわけではないということだろう。一方で、公認スポーツ指導者の中でも、資格を背景として生計を立てる人が多数存在することからも、「公認スポーツ指導者制度」と「登録規程」で資格の有効期限や更新を全て規定するには限界がある。

本論で提示したように、「職業スポーツ指導者資格認定事業」「生涯スポーツ指導者資格認定事業」「競技種目別スポーツ検定事業」「健康・スポーツ検定事業」に区分することで、それぞれの事業に応じて、更新の意味合いや期間等を変えることが可能となるだろう。

## VII. まとめ

本研究において、学歴社会、学校歴社会、大衆教育社会、生涯学習社会、ベンチャービジネス社会、自己実現社会等々を背景とした資格の社会区分として、「教育資格社会（前期）、教育資格社会（後期）、公的資格社会、資格乱発社会」の四区分に分類することができた。さらに、それぞれの社会区分を「教育・雇用」と「生涯学習・自己実現」という軸で整理した。

また、資格乱発社会における資格の機能・逆機能を「知識・技能の普及・振興・獲得」「職域・職業・認定の独占」「資格の産業化」という三つの軸で詳細に分析することができた。特に日本型雇用慣行が、資格乱発社会に与える影響が大きいことが理解でき、資格の価値や効用を「資格がインフレ化する」というキーワードで取り上げることができた。

そして、社会の変化とスポーツの変化、社会の変化とスポーツ指導者の変化が、資格乱発社会に至るまでの社会的な変化と、大きく重複す

ることが明らかになり、資格乱発社会における資格の機能・逆機能の分析枠組みを、公認スポーツ指導者資格に当てはめることができた。

そこで、スポーツ指導者に限定しない、「スポーツ資格」をモデル化するにあたり、資格制度の要件として、「教育・雇用」を「職業」に、「生涯学習社会・自己実現社会」を「趣味・楽しみ」に置き換え、スポーツの関わり方としての「する」「みる」「支える」の視点を加えることによって、スポーツ資格モデルとして六つの領域に分類した。

そして、資格の背景からみた、公認スポーツ指導者制度の問題点は、総合型地域スポーツクラブの指導者に求められる役割や活動拠点・指導対象・必要なスタッフなどについて検討された点であると指摘した。資格にとって重要なのは、「教育・雇用」と「生涯学習社会・自己実現社会」という二つの資格社会の背景を軸に分類と種類を検討することである。日体協が取組むべきは、スポーツ文化の醸成であり、国民のスポーツの生活化のために必要な知識と技能の体系化とその習得方法の提供である。

最後に、公認スポーツ指導者制度への具体的な提案として、「スポーツ指導者を育成するために資格を認定する」という発想から、「スポーツ資格を認定する事業」の中に「指導者養成事業」を位置づけ、「スポーツ指導をする人」を前提としない資格認定事業を展開することだと指摘した。

この観点から、資格認定事業を、「職業スポーツ資格認定事業」「生涯スポーツ資格認定事業」「競技種目別スポーツ検定事業」「健康・スポーツ検定事業」の四つに大別した。公認スポーツ指導者制度とは、資格を取得したことが、指導者にとって、どのような意味を持つのかを規定すべきだろう。

#### VIII. 今後の課題

本研究は、現在の公認スポーツ指導者制度をどのように修正するかという視点ではなく、広く一般的な資格を取り巻く社会的な背景から、公認スポーツ指導者制度を俯瞰したものである。

本研究によって、公認スポーツ指導者制度の問題点については明らかになったが、新たなスポーツ資格に移行するにはどのような課題があるのかについては、明らかにしていない。

「スポーツをする人」と「スポーツを教える人」が生み出す、「するスポーツ人口」を増やすことがスポーツ文化の継承・スポーツの文化的成熟につながるだろうか。

体育・スポーツ系大学等を卒業しなくても、スポーツを文化的教養として学ぶ人が増え、スポーツを消費するだけではなく、文化として再生産できる人が増えることで、スポーツの文化的価値がさらに高まると筆者は考える。だからこそ、スポーツ資格は「スポーツ指導者」に限定せずに、スポーツの文化的醸成に寄与できるような枠組みとして提案したい。資格とは、スポーツ指導者資格であっても、有資格が増えることに意味のある資格と、有資格者が増えると価値が低下する資格に大別される。

公認スポーツ指導者制度は約 10 年を一区切りとして改定されてきた。そろそろ、改定の必要のない普遍的な枠組みとしての公認スポーツ指導者制度が必要であろう。

変わらないもの（不易）が受け継がれていくからこそ伝統であり、文化となるのではないかと思う。

#### IX. 参考・引用文献

- ・ 天野郁夫 (1977) 学歴社会の病理 有斐閣
- ・ 天野郁夫 (1992) 学歴の社会史—教育と日本の近代— 株式会社新潮社
- ・ 朝日新聞教育取材班 (2003) 大学激動—転記の高等教育 朝日新聞社
- ・ 麻生誠・潮木守一編 (1977) 学歴効用論 有斐閣
- ・ 江戸川大学スポーツビジネス研究所編 (2006) スポーツ Biz のハローワーク 2006 年版 ブックハウス HD
- ・ (株) 学習研究社 (2005) スポーツに関わる仕事～なり方完全ガイド
- ・ 岩永雅也 (2006) 生涯学習論 放送大学教育振興会
- ・ 荻谷剛彦 (1995) 大衆教育社会のゆくえ 中公新書
- ・ 荻谷剛彦 (2001) 階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ— 有信堂
- ・ 国民生活センター報告 (2000) 「電話勧誘販売による資格講座の相談再び増加！」
- ・ 桑野豊他 (1986) 「スポーツの指導者養成に関する社会学的研究」 昭和 61 年度日本



体育協会スポーツ科学研究報告

- ・ 日下裕弘・丸山富雄・加納弘二（2001）生涯スポーツの理論と実際 大修館書店
- ・ マーチン・トロウ著 喜多村和之翻訳（2000）高度情報社会の大学 玉川大学出版部
- ・ 丸山富雄（2001）近代性のゆらぎと「遊びとしてのスポーツ」の復権。仙台大学紀要 2001, Vol132, No2, pp. 1-8
- ・ 宮城県体育協会（2009）宮城県公認スポーツ指導者実態調査報告書
- ・ 文部科学省（2000）スポーツ振興基本計画
- ・ 文部科学省（2009）学校基本調査
- ・ 内閣府（2006）体力・スポーツに関する世論調査
- ・ 日本労働研究機構（2004）勤労意識のゆくえー「勤労生活に関する調査」（1999、2000、2001年）労働政策研究報告書
- ・ 財団法人日本体育協会指導者育成専門委員会（2004）これからのスポーツ指導者育成事業の推進方策
- ・ 大崎 仁（1999）大学改革ー新制大学一元化から「21世紀の大学像」へ 有斐閣
- ・ 尾崎ムゲン（1999）日本の教育改革 中公新書
- ・ （株）リクルート（2009）稼げる資格 2009年上半期版
- ・ 総務省（2008）平成 20 年度版公益法人白書
- ・ 総務省（2000）規制行政に関する調査結果報告書
- ・ 外山正一（1899）藩閥之将来 博文館
- ・ 中央教育審議会（2008）学士課程教育の構築に向けて（答申）
- ・ 海野幸徳（1931）閥の偶像 赤炉閣
- ・ 勇上和史（2005）特集ー日本人の仕事観、生活観「所得格差の拡大と不安意識の高まり」Business Labor Trend 2005.5